



弘環事発第45号  
平成27年 7月13日

弘前市廃棄物減量等推進審議会

会長 日景 弥生 様

弘前市長 葛西 憲之



弘前市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

弘前市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年2月27日弘前市条例第96号）第12条に基づき、貴審議会の意見を求める。

(担当)  
都市環境部環境管理課資源循環係  
廃棄物処理基本計画担当 吹田・齊藤  
電話 0172-35-1130 (直通)  
FAX 0172-32-1957

## 諮詢の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、地球環境に大きな負荷を与え続けており、本市の最上位計画である「弘前市経営計画」で掲げる20年後のめざす姿「子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前」を実現するため、良好な環境を次の世代に引き継ぐ取組が、今、求められています。

国が平成25年5月に策定した「第3次循環型形成推進基本計画」では、廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、2R（リデュース・リユース）の取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化等が新たな政策の柱とされたところであります。地方公共団体においても、持続可能な社会の実現に向けた取組の強化が求められています。

本市では、貴審議会の意見を踏まえ、「弘前市ごみ処理基本計画～循環型社会の形成に向けて～」を平成23年5月に策定し、【市民一人ひとりが「もったいない」精神に基づくライフスタイルの構築を目指します】を基本理念に、ごみの減量・資源化にかかる様々な取組を実施してきました。しかし、市が循環型社会の形成に向けて設定した「一人一日当たりのごみ排出量」や「リサイクル率」などの数値目標には遠く及ばないまま計画期間である5年間を終えようとしており、現在の状況を踏まえた上で、私たち一人ひとりがごみ問題に真剣に向き合い、更なるごみの減量・資源化を進める施策の検討や新たな基本目標の設定が必要となっています。

また、「自然と共に生きる豊かな産業・文化都市」の実現に向けて、河川の水質改善はじめとした河川環境や生活環境の改善を目指すことを基本理念に、「弘前市生活排水処理基本計画」を平成21年10月に策定し、水辺環境の保全・向上の取組を実施してきましたが、本市の下水道等の整備計画の変更に伴う見直しが必要となっています。

このようなことから、新たなごみ処理基本計画策定と生活排水処理基本計画の見直しを併せて行い、「弘前市一般廃棄物処理基本計画」として新たに策定し、循環型社会の形成を推進するものであります。

つきましては、計画の策定にあたって、市民と行政が一体となり、重点的に取り組むべき施策のあり方などについて、専門的な視点に加え、生活者の視点をも踏まえたご議論をいただきたく、貴審議会にご審議をお願いするものです。

## 諮詢事項

- (1) 計画の策定における基本的な考え方について
- (2) 更なるごみの減量・資源化に向けた施策について
- (3) その他重点的に取り組むべき事項について